附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

八年を超え九年以下	年二分三厘五毛
九年を超え十年以下	年二分四厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分五毛
十八年を超え三十五年以下	年三分一厘

八年を超え九年以下	年二分一厘五毛
九年を超え十年以下	年二分二厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分三厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分四厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分七厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分八厘
（新設）	（新設）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十一号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・〇五パーセントを超える場合は、年四・〇五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第九十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年六月十八日

文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇二号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人　総合科学研究機構

三　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　横溝　英明	理事長　金谷　利治

四　変更年月日　令和八年六月十七日